## 検察官適格審查会

主管省及び庶務担当部局課 法務省大臣官房人事課

電話番号 (03)3580-4111 (代表)

ホームページ

https://www.moj.go.jp/shingil/shinsakai tekikakushinsa.html

根 拠 法 令 検察庁法第23条、検察官適格審査会令

設置年月日 昭和23年9月16日(平成13年1月6日改組)

所 掌 事 務 検察庁法第 23 条第3項に規定する検察官の適格 性に関する審査を行うこと

分科会等く分科会> なし

<部 会> なし

委員〈定数〉 11人 [国会議員6人、最高裁判所判事1人、日本] 弁護士連合会の会長、日本学士院会員1人、 司法制度に関し学識経験を有する者2人

うち常勤 なし

**<任期>** 2年

<氏名> 金田 勝年 (衆議院議員)

牧原 秀樹 (衆議院議員)

稲富 修二 (衆議院議員)

遠藤 敬(衆議院議員)

石井 浩郎 (参議院議員)

牧山 ひろえ (参議院議員)

安浪 亮介(最高裁判所判事)

小林 元治(日本弁護士連合会会長)

井上 正仁(日本学士院会員)

川出 敏裕(東京大学大学院法学政治学研究科教授)

大野 恒太郎 (弁護士)

[笹川 博義 (衆議院議員)]

[三谷 英弘 (衆議院議員)]

[小山 展弘(衆議院議員)]

[山本 剛正(衆議院議員)]

「太田 房江(参議院議員)]

「串田 誠一(参議院議員)]

「今崎 幸彦(最高裁判所判事)]

[大多和 暁 (日本弁護士連合会副会長)]

[伊藤 眞(日本学士院会員)]

[橋爪 隆(東京大学大学院法学政治学研究科教授)]

「落合 義和(弁護士)]

[ ]内は予備委員

(委員<氏名>については、令和6年3月31日現在)

## 諮問 · 答申事項等

・検察庁法第23条に基づく審査等

令和4年6月16日

令和5年6月20日